

○総務省告示第百十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第六号（5）の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十七日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。  「1～6 略」</p> <p>7 陸上移動局（設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備（同条第二項第五号ただし書に規定するものを除く。）を使用するものに限る。）</p> <p>「二・三 略」</p>	<p>一 「同上」  「1～6 同上」</p> <p>7 陸上移動局（設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。）</p> <p>「二・三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	